

職域内人権研修等講師派遣事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、職域内人権研修等講師派遣事業実施要綱第5条の規定に基づき、その実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(派遣対象)

第2条 県内に事務所・事業所を有する企業・団体等が実施する職域内人権研修等で次の各号のいずれにも該当するものについて、人権啓発講師を派遣する。

- 一 5人以上の参加が見込まれるもの
- 二 原則として、新たに人権啓発講師を活用するもの
- 三 他の公的機関等から人権研修開催経費の助成を受けていないもの

(派遣手続)

第3条 人権啓発講師の派遣を希望する企業・団体等(以下「依頼者」という。)は職域内人権研修等講師派遣申請書(第1号様式)により、派遣希望日の30日前までに大分県生活環境部人権尊重・部落差別解消推進課長(以下「人権尊重・部落差別解消推進課長」という。)へ申請するものとする。

- 2 人権尊重・部落差別解消推進課長は、派遣する人権啓発講師の選定にあたり大分県人権教育・啓発推進協議会の意見をきくものとする。
- 3 人権尊重・部落差別解消推進課長は、派遣申請書を審査し、依頼者にその採否を職域内人権研修等講師派遣決定通知書(第2号様式)により、通知するものとする。
- 4 30分に満たない研修を希望する場合は、人権尊重・部落差別解消推進課職員を派遣するものとする。

(実施報告)

第4条 依頼者は、職域内人権研修等講師派遣実施報告書(第3号様式)により、研修会等を実施した日から10日以内に人権尊重・部落差別解消推進課長へ報告するものとする。

- 2 人権尊重・部落差別解消推進課長は、派遣実施報告書の内容確認を行い、人権啓発講師派遣に係る所要謝金を支給するものとする。

(謝金の支給)

第5条 人権啓発講師に支払う謝金は1時間あたり7,000円とする。

- 2 謝金の支給対象となる研修時間は2時間以内とし、支給対象の研修時間に1時間に満たない端数時間がある場合、30分に満たない時間は切捨てるものとし、30分以上の時間は1時間に切り上げるものとする。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式

職域内人権研修等講師派遣申請書

年 月 日

大分県生活環境部
人権尊重・部落差別解消推進課長 殿

依頼者
所在地 〒
名称
代表者名

職域内人権研修等講師派遣事業実施要領第3条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 研修実施日 年 月 日() 時 分 ~ 時 分

2 講師講演時間 : ~ : (分間)

3 研修場所 会場名 :
所在地 :
電話番号 :
*講師が到着できるように地図を添付してください。

4 研修概要

対象者	年齢構成	歳 ~ 歳
今回の研修の位置づけ	希望する内容	
研修担当者	職・氏名 電話番号	

5 派遣要件

参加者数(見込)	人
過去の大分県人権教育・啓発推進協議会人権啓発講師派遣事業の利用の有無	有・無
研修実施にあたり他の公共機関等からの助成の有無	有・無

第 2 号様式

職域内人権研修等講師派遣決定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県生活環境部
人権尊重・部落差別解消推進課長

年 月 日付けで依頼のあった人権啓発講師の派遣について次のとおり決定したので、職域内人権研修等講師派遣事業実施要領第 3 条第 3 項の規定に基づき通知します。

- 1 研修日程
- 2 派遣講師
- 3 講師連絡先
- 4 その他
 - (1) 講演時間、内容、レジュメ等、研修実施についての詳細な打合せは、直接講師と行ってください。
 - (2) 派遣する講師に対する旅費は依頼者の負担になります。送迎又は実費支給など旅費負担方法は直接講師と協議してください。
 - (3) 研修終了後 10 日以内に「実施報告書(第 3 号様式)」により研修実施状況の報告をしてください。

第3号様式

職域内人権研修等講師派遣実績報告書

年 月 日

大分県生活環境部
人権尊重・部落差別解消推進課長 殿

依頼者
所在地
名称
代表者名

職域内人権研修等講師派遣事業実施要領第4条の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 研修実施日 年 月 日
- 2 講師講演時間 : ~ : (分間)
- 3 研修会場 会場名 :
所在地 :
- 4 出席者数 名
- 5 研修結果 研修受講者の感想
研修実施・運営における感想
研修会のレジュメを添付してください。